

農協等が認定新規就農者に利用させる
機械装置等を取得した場合の

固定資産税に係る 課税標準の特例措置

農協等が農業用ハウス等を取得し、
一定の要件を満たす認定新規就農者
に利用させる場合、
その固定資産税が軽減されます

農協等が、一定の償却資産を、適用期間に取得し、地域計画の目標
地図に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その償却
資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に
限り、課税標準が3分の2に軽減されます。（地方税法附則第15条第34項）

◎令和8年度税制改正で農地中間管理機構（農地バンク）等が特例対象者に
追加されました。

① 特例対象者

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く。）、農業協同組
合連合会、農事組合法人、農地中間管理機構、一般社団法人・一般財団法人（一定の要件を
満たす法人に限る）

② 償却資産

1つあたりの取得価格が、それぞれ以下の範囲のものが対象となります。

機械及び装置	30～330万円	器具及び備品	30～600万円
建物附属設備	30～600万円	構築物	30～2,000万円

③ 適用期間

令和10年3月31日までに取得し、かつ、利用させているものが対象となります。

※ 農地中間管理機構等については、令和8年4月1日以降に機械装置等を取得し、
かつ、利用させているものが対象となります。

④『地域計画の目標地図に位置付け』とは？

地域計画は、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化した
ものです。目標地図は、将来の地域の農用地の利用について、農業を担う者ごとに地図に明
確化したものです。償却資産を利用する認定新規就農者は、この目標地図において、農業を
担う者として位置付け（表示）されていることが必要です。

⑤『認定新規就農者』とは？

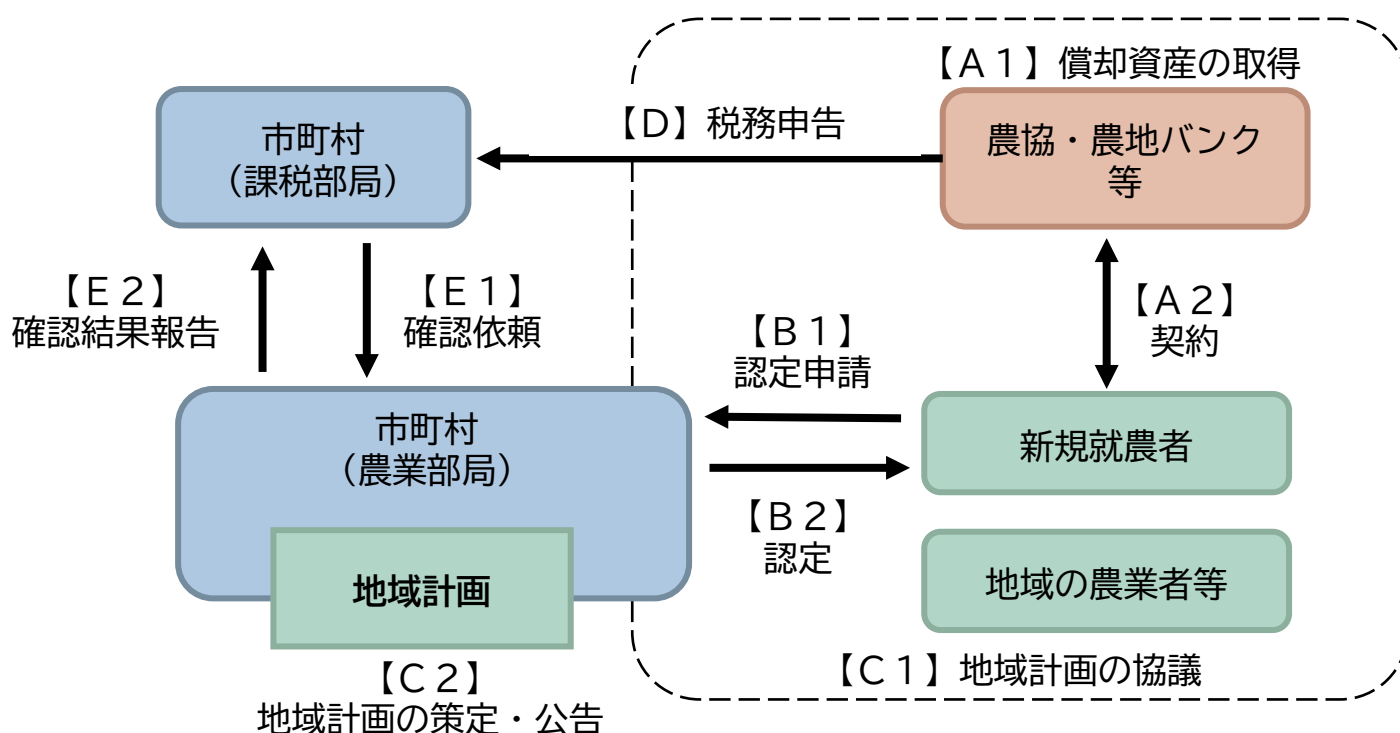
認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年
後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする青年等就農計画を作成し、その計画を市町
村に認定された者です。



本特例措置は、認定新規就農者への支援措置の一環であり、農協等から
認定新規就農者に貸し付けることで、認定新規就農者の初期投資の負担
軽減や定着等に役立てていただくことを目的としています。

手続きは
裏面に

【適用手続】



<手続の流れ>

①A、B、Cの手続について順番を問わず1月1日までに行います。

(A：償却資産の取得)

【A1】農協等は、償却資産を取得します。

【A2】農協等と新規就農者がリース契約などをします。

(B：青年等就農計画の認定)

【B1】新規就農者が市町村に青年等就農計画の認定申請をします。

【B2】市町村は、審査のうえ認定します。

(C：地域計画の協議～策定・公告)

【C1】市町村は、地域計画区域における農業者等との協議を経て、新規就農者を地域計画の目標地図に位置付けます。

【C2】市町村は、地域計画について策定・公告します。

②Dの手続を1月31日までに行います。

【D】税務申告において、納税書類に契約書の写しを添付します(※)。

③市町村においてEの確認がなされます。

【E1】市町村課税部局は、農業部局に対し、当該契約書の償却資産の利用者が、既に認定されており、地域計画の目標地図に位置付けられていることについて確認を依頼します。

【E2】市町村農業部局は、課税部局からの依頼により、当該利用者が地域計画の目標地図に位置付けられていること、かつ、認定新規就農者であることの結果を報告します。

※ 償却資産が所在する市町村と、認定している市町村、地域計画の目標地図に位置付けられている市町村が異なる場合は、青年等就農計画認定書の写し、別市町村の地域において地域計画の目標地図に位置付けられていることの証明書の添付が必要です。